

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第15号(案)

東京湾横断道路木更津人工島(以下「海ほたる」という。)周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年2月 日

一都二県連合海区漁業調整委員会

会長 _____

(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(以下「区域」という。)において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内(船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。)をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 海ほたる北東の突角から84度48分(真方位による。以下同じ。)283メートルの点

イ 海ほたる南東の突角から174度48分283メートルの点

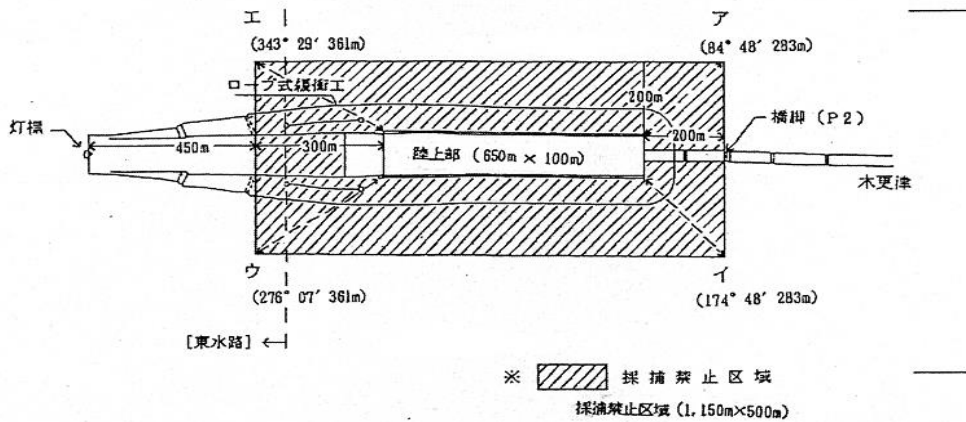
ウ 海ほたる南西の突角から276度7分361メートルの点

エ 海ほたる北西の突角から343度29分361メートルの点

(指示の有効期間)

2 この指示の有効期間は、令和3年3月1日から令和5年2月28日までとする。

(採捕禁止区域図)



注) _____ 今回変更箇所

東京海区漁業調整委員会指示第3号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第147条第1項の規定に基づき、東京海区漁業調整委員会、千葉海区漁業調整委員会及び神奈川海区漁業調整委員会で構成された一都二県連合海区漁業調整委員会は、東京湾横断道路木更津人工島（以下「海ほたる」という。）周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、法第120条第1項の規定により、次のとおり指示することとしたので告示する。

令和3年2月 日 （公報登載日）

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）

1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 海ほたる北東の突角から84度48分（真方位による。以下同じ。）283メートルの点

イ 海ほたる南東の突角から174度48分283メートルの点

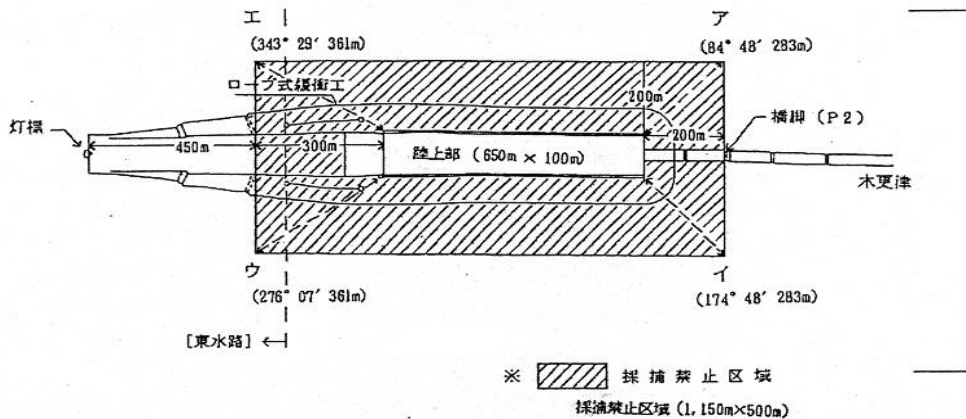
ウ 海ほたる南西の突角から276度7分361メートルの点

エ 海ほたる北西の突角から343度29分361メートルの点

（指示の有効期間）

2 この指示の有効期間は、令和3年3月1日から令和5年2月28日までとする。

（採捕禁止区域図）



注) _____ 今回変更箇所